「底上げ・低支え」「格差是正」で クラシノソコアゲを実現しよう! 長時間労働撲滅で ハッピーライフの実現を! 2017 **若子** 生活闘争

埼玉県:連合リビングウェイジ

(単身世帯および2人世帯の最低生計費をクリアする賃金水準)

連合リビングウェイジとは、「生活保障水準を担保する最低賃金の運動」のことです。連合は、誰でも最低限の生活を保障できる賃金として、下記賃金を目標額に設定しています。

最低保障 賃金	単身世帯		2人世帯(父子世帯)	
	自動車なし	自動車あり	自動車なし	自動車あり
月額	153,000 _円	202,000 _円	209,000 _円	256,560 _₱
時間額	940 _円	(1,240 _円)	(1,285 _円)	(1,575 _円)

※さいたま市をモデルとして、衣・食・住等10の項目について生計費を積算し算出しています。
※時間額()は、連合埼玉試算の参考値。



労働組合をつくるうし

「なんでも労働相談ダイヤル」。

突然の解雇、賃金ダウン、不払い残業、セクハラなど、 あなたも職場で悩んでいませんか? ひとりで解決できない問題も、みんなで労働組合をつくって声を 大きくすればきっと改善されます。

悩んだら…「**なんでも労働相談ダイヤル」**に! 専門アドバイザーが労働組合づくりのお手伝いをします。

おかしいな…?

困ったない?

と思ったら

相談無料

れん ごう

0200120-154-052

受付:午前9時~午後5時30分(土・日、祝祭日除く) ※秘密は厳守します。



連合埼玉

RENGOSAITAMA

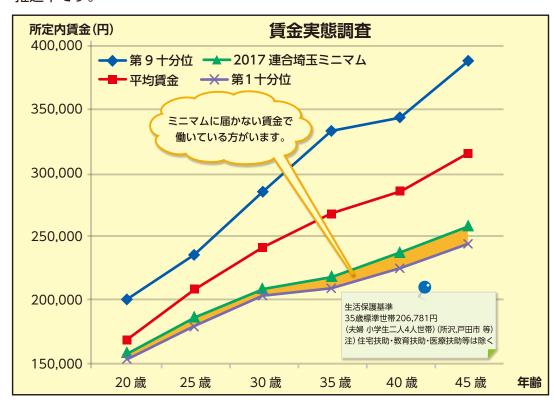
T330-0064

さいたま市浦和区岸町 7-5-19 あけぼのビル 2F TEL 048-834-2300 FAX 048-834-2301 http://rengo-saitama.jp/

連合埼玉 2017春季生活闘争 【賃金格差是正・地域ミニマム運動】

埼玉県で働く全ての勤労者の皆さんへ地域ミニマム運動推進中

連合埼玉では、県内に働く3,851名の個別賃金調査を実施しその基礎データーをもとに「最低賃金(地域ミニマム)」を設定しました。中小企業労働者の賃金格差を是正するため「〇〇円以下の賃金をなくす」ことをめざした運動を推進中です。



グラフの説明と 年齢別最低賃金の考え方

- ◆グラフは連合埼玉に加盟する34の中小 労働組合(3,851人)の2016年度賃金 データを基本に年齢別のポイント賃金 を表したものです。
- ◆連合埼玉ではこの調査結果から、基軸となる6つの年齢ポイント(20歳、25歳、30歳、35歳、40歳、45歳)に最低(地域ミニマム)賃金を設定しました。
- ◆ミニマム賃金額の設定にあたっては、各年齢における第1十分位に該当する賃金を、2016年度ミニマム賃金額と比較して検討しました。
- ◆連合埼玉の「地域ミニマム」運動として、 生活保護基準「1級地ー2(所沢・戸田な ど)」の基準額を上回る金額を設定しま した。
- ※第1十分位

賃金分布の中で下から10%

※第9十分位

賃金分布の中で下から90%

2017年度年齢別最低賃金基準

(設定金額より低い賃金をなくしましょう)

年 齢	設定金額
20歳の人で	165,000円
25歳 //	189,000円
30歳 //	210,000円
35歳 //	222,000円
40歳 //	240,000円
45歳 //	261,500円

最低賃金は法律で定めています(右表参照)。ミニマム賃金は年齢別基準の 目標値として提示しています。

《注意》 ①この賃金は、男女同一です。

- ②年齢は今年の4月1日現在の満年齢です。
- ③設定額は、いずれも今年の4月分給与からです。
- ④この金額は、時間外手当・休日出勤・交替手当・通勤手当を除き、 毎月決まって支払われる定時間内の賃金です。

法律で定めている最低賃金は、以下の金額です。 パート、アルバイトをされている方は、 この金額以上の契約が義務づけられています。

埼玉県最低賃金

(発効日/平成28年10月1日~)

時間額 845円

特定(產業別)最低賃金 (発効日/平成28年12月1日~)		
産業名	時間額	
非鉄金属製造業	884円	
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業	889円	
輸送用機械器具製造業	898円	
光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	897円	
各種商品小売業	849円	
自動車小売業	897円	